

くろまぐろの令和7管理年度の繰越し等に係る追加配分量について（案）

1 くろまぐろ（小型魚）（30kg未満）の追加配分量について

○追加配分 **22.3トン**は、以下の考え方により、漁業の種類別・地区別・期間別に配分

（単位：トン）

		令和6管理年度						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		基礎となる 漁獲可能量	当初配分 比率	期末 配分量	漁獲実績 (R7.3月末)	未利用分 【③-④】	繰越上限 ※1	繰越 可能量 ※2
	銚子・ 九十九里地区	12.5	20.78%	17.5	15.0	2.5	1.2	1.2
	夷隅地区	22.7	37.86%	32.2	29.3	2.9	2.2	2.2
	安房地区	11.4	19.03%	16.0	14.7	1.3	1.1	1.1
漁船漁業等		46.6	77.67%	65.7	59.0	6.7	4.5	4.5
定置漁業		13.4	22.33%	19.0	17.3	1.7	1.3	1.3
県留保		—	—	0.4	—	0.4	0.2	0.2
合 計		60.0	100%	85.1	76.3	8.8	6.0	6.0

令和7管理年度				
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
当初 配分量	県繰越の 追加配分量 ※3	国繰越等の 追加配分量 ※4	追加 配分量 【⑨+⑩】	追加後 配分量 【⑧+⑪】
16.5	1.2	3.4	4.6	21.1
30.1	2.3	6.2	8.5	38.6
15.1	1.1	3.1	4.2	19.3
61.7	4.6	12.7	17.3	79.0
17.8	1.4	3.6	5.0	22.8
2.0	0.0	0.0	0.0	2.0
81.5	6.0	16.3	22.3	103.8

		追加配分後の期間別配分量 (漁業の種類別・地区別)			
		1期	2期	3期	4期
		R7.4 ～6	R7.7 ～9	R7.10 ～12	R8.1 ～3
	銚子・ 九十九里地区	7.1	0.5	12.7	0.8
	夷隅地区	12.5	0.5	13.1	12.5
	安房地区	6.5	0.5	4.9	7.4
漁船漁業等		26.1	1.5	30.7	20.7
定置漁業		22.8			

(当初配分と同じ考え方)
・漁船漁業等は配分量の7割を実績比率により各期に配分。
残りの3割は1期及び0.5トンを下回る期間に0.5トンまで
上乗せ配分
・定置漁業は1年間で管理

2 くろまぐろ（大型魚）（30kg以上）の追加配分量について

○追加配分 **8.8トン**は、以下の考え方により、漁業の種類別・期間別に配分

（単位：トン）

		令和6管理年度						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		基礎となる 漁獲可能量	当初配分 比率	期末 配分量	漁獲実績 (R7.3月末)	未利用分 【③-④】	繰越上限 ※1	繰越 可能量 ※2
漁船漁業等		26.7	91.84%	55.2	52.4	2.8	2.6	2.6
定置漁業		2.4	8.16%	4.9	4.5	0.4	0.2	0.2
県留保		—	—	1.0	—	1.0	0.1	0.1
合 計		29.1	100%	61.1	56.9	4.2	2.9	2.9

令和7管理年度				
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
当初 配分量	県繰越の 追加配分量 ※3	国繰越等の 追加配分量 ※4	追加 配分量 【⑨+⑩】	追加後 配分量 【⑧+⑪】
68.5	2.7	5.4	8.1	76.6
6.1	0.2	0.5	0.7	6.8
4.0	0.0	0.0	0.0	4.0
78.6	2.9	5.9	8.8	87.4

		追加配分後の期間別配分量 (漁業の種類別)			
		1期	2期	3期	4期
		R7.4 ～6	R7.7 ～9	R7.10 ～12	R8.1 ～3
漁船漁業等		36.7	6.2	8.9	24.8
定置漁業		6.8			

※1 漁業の種類別・地区別の未利用分は基礎となる本県の漁獲可能量の10%を上限として繰越し可能とする。（繰越上限は①の10%）

※2 繰越可能量は⑤又は⑥の小さい数字となる。また、漁業の種類別・地区別の繰越上限を超える未利用分（県留保含）は、県全体で繰り越せる場合に限り、県留保とする。

※3 漁業種類別繰越可能量に県留保とした数量を当初配分比率に応じて配分。

※4 国繰越等の追加配分量は当初配分比率に応じて配分。